

<目次>

- 年頭所感 集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の実現を
- 「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」へのパブリック・コメントを提出
- ワールドアベニュー差止請求訴訟の進捗

年頭所感

集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の実現を

特定非営利活動法人 消費者機構日本
理事長 芳賀 唯史

2011年、日本は東日本大震災という大変な災禍に見舞われました。あらためて犠牲者の皆様に哀悼の意を表すとともに、震災後の原発事故を含め、多くの被災(害)者の皆様にお見舞い申し上げます。

2012年は、震災からの復興を軌道にのせるとともに、原発事故の被害補償や放射性物質の除染、事故をふまえての新たなエネルギー政策の構築といった、国民的課題を解決していく年としなければなりません。

消費者契約被害をめぐっては、詐欺的な投資商法被害が高齢者を中心に増加し、被害金額も大きくなっています。消費者庁は、消費者安全法の改正で重大な財産事案への対応を強める方針です。法改正とともに、消費者庁や地方自治体による行政指導が効果的にこなされるような体制整備が焦眉の課題です。

私ども消費者機構日本は、適格消費者団体として、消費者被害の拡大防止のための活動をすすめてきました。不動産賃貸借に係る差止請求訴訟や留学あっせん事業者に対する差止請求訴訟により、約款が一定の改善をされています。その他、裁判にまで至らずに約款や広告・表示等が是正された事案が2011年には4件ありました。他の適格消費者団体でも取り組みがすすめられ、消費者団体訴訟制度は着実に成果を上げています。

しかし、消費者団体訴訟制度では、不当な事業者の行為に対して差止を求めることはできても、それまでに生じた被害を救済することはできません。

消費者被害は被害額が少額(数万から百数十万)のものが多く、訴訟を提起すると費用倒れになります。被害額が高額に及ぶ事案でも、労力を考えると、個人が訴訟提起して被害回復をはかることには困難が伴います。

そこで、消費者が有する法的請求権の実効性を確保するため、新たな訴訟制度の案が消費者庁において準備されています。この制度案は、共通争点を有し多数発生している消費者被害を対象とし、主体を特定適格消費者団体に限定。訴訟手続きを二段階に区分し、一段階目の訴訟で共通争点の審理を行い事業者の法的責任が認められた場合に、二段階目で個々の被害者が参加し簡易な手続きで被害額を確定し被害回復をはかる仕組みです。被害者は、事業者の法的責任が確定した段階で、適格消費者団体からの通知等に応じ被害回復を申し出ることによって救済への道が開かれるという、消費者にとって労力の面でも費用の面でも負担が軽減される画期的な制度です。

2012年はこの制度を実現するために、広範な消費者団体と協力して、国会への働きかけを強めるとともに、同制度の担い手となるよう、組織財政基盤の整備・強化を図っていく所存です。本年もご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」 へのパブリック・コメントを提出しました！

消費者庁では、集団的消費者被害回復の為の新たな訴訟制度について、関連する法案を平成 24 年通常国会に提出することを目指して検討を進めておりますが、この度、今後の法案提出に向けた更なる検討に資するために、「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」を明らかにし、それへのパブリック・コメントを募集しました。

消費者機構日本は、依然として多数の消費者を巻き込んだ消費者被害が後を絶たず、十分な被害救済がなされていない現状に鑑み、消費者被害の実効的な救済をはかる「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度」の創設はまさに時宜に適したものであり、次期通常国会における早期成立を強く求めるとともに、制度の実効性を確保するための提言・意見を 18 項目にわたって提出しました。

概要は次のとおりです。意見の理由等の詳細は、当機構のホームページ

http://www.co.j.gr.jp/iken/pdf/topic_111228_01_01.pdf を参照ください。

【意見概要】

1. 制度の早期創設を求める意見

依然として多数の消費者を巻き込んだ消費者被害が後を絶たず、十分な被害救済がなされていない現状に鑑み、消費者被害の実効的な救済をはかる「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度」の創設はまさに時宜に適しており、次期通常国会における早期成立を強く求めます。

2. 認定要件を必要最小限のものとするよう求める意見

「骨子」-1-(1)-②「認定要件」について、特定適格消費者団体が新たな業務を遂行する上で不可欠な組織体制及び業務規程に限定し、必要最小限のものとするよう求めます。

3. 認定要件（弁護士との関与）への意見

「骨子」-1-(1)-②イについて、「弁護士が理事として選任されているなど関与が強められていること」は、「弁護士が理事として選任されているなど関与が確保されていること」に変更するよう求めます。

4. 認定要件（専門的知識経験）への意見

「骨子」-1-(1)-②ウについて、「被害救済関係業務を適正に遂行することができる専門的知識経験を有すると認められていること」の内容については、消費生活の専門家と法律の専門家の関与とするよう求めます。

5. 認定要件（経理的基礎）への意見

「骨子」-1-(1)-②エについて、「被害救済関係業務を適正に遂行するに足る経理的基礎を有する」ことの認定実務に際しては、数値的なメルクマールによる判断ではなく、各団体の実態を踏まえて被害救済関係業務を適正に遂行しうるかどうかを判断いただくよう求めます。

6. 認定要件（報酬・費用）への意見

「骨子」-1-(1)-②オについて、「特定適格消費者団体が支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項を定めており、これが著しく不当なものでないこと」としています。制度を永続的にワークさせていくためにも、特定適格消費者団体が報酬・費用を受けられるようにすることは重要です。本規定を支持するとともに、加えて報酬・費用を得ることができる旨の規定を定めていただくよう求めます。

7. 特定適格消費者団体の認定更新期間の延長を求める意見

「骨子」-1-(2)-②イについて、「特定適格消費者団体の認定の有効期間は3年」としています。初回更新の期間は3年としても、初回更新後の有効期間は5年とするよう求めます。

8. PIO-NET 情報の提供に関する意見

「骨子」－1－(2)－③イについて、特定適格消費者団体にPIO-NET 端末を配備するなど国民生活センターによる情報提供の充実・強化を求めます。また、消費生活センターや地方公共団体からの適宜・迅速な情報提供をいただくなどの連携促進についても、必要な措置を講じていただくよう求めます。

9. 対象となる権利の範囲に対する意見（一段階目の手続について）

「骨子」－2－(1)「対象となる権利」について、「個別の対象消費者の請求権について判断するために必要な事実に関する争いで主要なものが別に存在する場合はこの限りでないこととする」としていますが、この「主要なものが別に存在する場合」という表現では、対象事案が狭くなる懸念されます。「集団的消費者被害救済制度専門調査会報告書」でまとめられた「二段階目の手続に加入した多数の消費者について、個々の消費者ごとに相当程度の審理が必要となることがない程度になっている状態」という趣旨の表現にしていきたいと考えます。

10. 個人情報流出事案を対象事案とするよう求める意見（一段階目の手続について）

「骨子」－2－(1)「対象となる権利」については、共通争点を有しかつ契約に関する財産事案を中心に適切な範囲を設定することとし、個人情報流出事案についても対象事案に含めることを求めます。

11. 金融商品取引法、金融商品販売法にもとづく損害賠償請求権も本制度の対象権利とするよう求める意見（一段階目の手続について）

「対象となる権利」のうち不法行為に基づく損害賠償請求権を民法上のものに限定しないことを求めます。

12. 契約関係にない事業者の瑕疵担保責任に関する意見（一段階目の手続について）

「対象となる権利」については、契約関係にない場合でも、事業者に対する瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権を含めることを求めます。

13. 和解の手続・規律等を明確にするよう求める意見（一段階目の手続について）

「骨子」－2－(9)「和解」について、手続や規律等について、ガイドライン等でより明確にさせていただくことを求めます。

14. 悪質事業者の場合には役員等に被告適格を認めるよう求める意見（一段階目の手続について）

「骨子」－2における「被告適格」について、特に事業者がいわゆる悪質事業者である場合に実質的な事業運営主体である者にも被告適格を認めることができるよう追加的検討を求めます。

15. 第三者に情報管理等を業務委託している場合の措置を求める意見（二段階目の手続について）

「骨子」3－(2)－③「事業者の協力」について、被告が第三者に顧客に関する情報管理等を業務委託している場合は、その第三者に対しても、情報提供協力を得られるように規定すべきです。

16. 通知費用の被告負担を求める意見（二段階目の手続について）

「骨子」3－(2)－④「通知・公告の費用負担」アについて、「知れたる被害者への個別通知費用については、被告負担とする」に変更するよう求めます。

17. 被告の協力が得られないため過大となった通知・公告費用について、被告に負担を求める意見（二段階目の手続について）

「骨子」3－(2)－④「通知・公告の費用負担」イが適用されるケースとして、被告の協力が得られないために通知・公告費用が過大となった場合を例示するよう求めます。

18. 特定適格消費者団体に対する無利子融資等を含む財政支援措置を求める意見

実際に被害救済訴訟を提起する特定適格消費者団体に対して、国又は地方自治体その他による無利子融資等を含む相応の財政的な支援措置を、各団体の実情に応じて講じていただくよう求めます。

ワールドアベニュー 差止請求訴訟の進捗状況について

当機構が2011年9月14日に東京地方裁判所へ提起しました、留学あっせん事業者の「株式会社ワールドアベニュー」に対する差止請求訴訟（契約解約時の不当な取消料の設定の差止）については、2011年11月14日に第1回期日、同年12月26日に第2回期日をそれぞれ行ってきました。

第1回期日では、当機構からの訴状に対して当該事業者から答弁書が出されましたが、その中では、差止請求対象であった当該事業者の海外留学プログラム約款が改定（同年10月17日改定）された旨の説明がありました。

当機構では当該事業者の改定後約款を検証した結果、改善点は見られるものの、引き続き、契約解約時の取消料の設定内容について確認を要するものと判断し、第2回期日において、訴えの変更申立を行いました。次回期日に向けて、当該事業者からは変更後の訴えに対する答弁書が提出されます。次回期日は、3月5日（月）11時からとなります。あらためて、ホームページ等でご案内いたしますので、傍聴をご予定いただければ幸いです。

9月14日提訴時に差止請求の対象とした条項	10月17日改訂約款の該当部分の条項		
契約を取消した場合には、契約日から経過した日数に応じて、以下のとおり申込金から取消料を支払う。 ①契約日から起算して8日目以降で19日目以内の取消 A/B/C は取消料105,000円 D/E/F は取消料31,500円 ②契約日から起算して20日目以降で29日目以内の取消 A/B/C は取消料210,000円 D/E/F は取消料42,000円 ③契約日から起算して30日目以降の取消 A/B/C/D/E/F とともに申込金全額が取消料	申し込み者はいつでも書面をもって契約を取消することができます。但し、留学業務取扱料金の返金額は以下の通りです。		
	イ.	契約成立日より起算して8日目に当たる以前に解除する場合 (トの場合を除く)	留学業務取扱料金の100%
	ロ.	契約成立日より起算して9日目に当たる日以降に解除する場合 (ハからトに掲げる場合を除く)	留学業務取扱料金の90%
	ハ.	契約成立日より起算して31日目に当たる日以降に解除する場合(ニからトに掲げる場合を除く)	留学業務取扱料金の70%
	ニ.	出発日の前日から起算して、さかのぼって90日目に当たる日以降に解除する場合(ホからトに掲げる場合を除く)	留学業務取扱料金の50%
	ホ.	出発日の前日から起算して、さかのぼって60日目に当たる日以降に解除する場合(ヘからトに掲げる場合を除く)	留学業務取扱料金の30%
	ヘ.	出発日の前日から起算して、さかのぼって30日目にあたる日以降に解除する場合(トに掲げる場合を除く)	留学業務取扱料金の20%
	ト.	出発日の前日から起算して、さかのぼって7日目にあたる日以降に解除する場合	留学業務取扱料金の0%

※ 訴え変更の申し立ての内容

10月17日改訂約款（上表右欄参照）のうち、**留学業務取扱料金の返金額表のハ**が、小学校・中学校・高校留学プログラムの26万2500円、資格取得留学プログラムの26万2500円、短大・大学留学プログラムの21万円、大学院留学プログラムの26万2500円、海外インターンシッププログラムの31万5000円にそれぞれ適用される場合に、平均的損害を超えているものとして差止請求を行いました。